

登録有形文化財「藤岡家住宅」・うちのの館(やかた)

〒637-0016 奈良県五條市近内町 526

T - FAX 0747(22)4013 info@uchinono-yakata.com

9 時~16 時・月曜休館・月曜が祝日のときは翌日休館・高校生以上 300 円・小中学生 200 円

地方自治法施行 70 周年記念 「藤岡長和と地方自治」展

平成30年1月6日(土)より3月24日 登録有形文化財「藤岡家住宅」にて

登録有形文化財「藤岡家住宅」を管理・運営しております NPO 法人うちのの館(やかた)は、平成 29 年 11 月 20 日東京国際フォーラムで開催されました「地方自治法施行 70 周年記念式典」におきまして、総務大臣表彰を戴きました。皆様のご理解とご支援のおかげと深く感謝しております。

藤岡家出身の藤岡長和(明治21年~昭和41年)と、その3番目の弟である藤岡長敏(明治27年~昭和40年)は、共に総務省の前身であった内務省の官僚であり、藤岡家には地方自治の歴史を物語る貴重な資料が残されています。

大正3年(1914年)8月。長和が帝国大学を卒業し、内務官僚として愛知県に赴任するときには、当時の内務省参事官で法学博士である井上友一より、自著「自治要義」を送られています。井上友一は東京府知事を務めた、地方行政を専門とした内務官僚でした。

この年9月14日開催された「第8回地方改良講演会」で、時の内務大臣大隈重信の演説は、地方自治法の発展のために偉大な指針とも言うべきことばを残していました。

「全体国家の根本は自治である、自治の本は人である、人自ら治むる、此の如く自ら治むる人が集合して一つの団体を為した所のものが即ち今日成文の法律に依って成立った所の自治である。自治其者は読んで字の如く人自ら治むる 大隈重信」(『第8回地方改良講演集』より)

大正 4 年(1915 年)11 月 10 日。大正天皇が即位され、新嘗祭(にいなめさい)の米を作る悠紀斎田(ゆきさいでん)が卜定により愛知県に定められて、長和は悠紀斎田の委員補助として、大礼事務を担当し、儀式の準備や記録に忙しく働くことになりました。「人自ら治むる」の言葉を掲げて「地方自治」が研究されていく時期、大学を卒業したばかりの若き理事官藤岡長和は、時代の転換期に生きる地域の人々と共に、その在り方を考えたことでしょう。大正 5 年(1916 年)愛知県自治会発行の冊子「愛知の自治」には、「悠紀地方風俗歌について」を執筆。その後も続いて、「愛知に自治」に文章を発表しています。

大正6年(1917年)1月。愛知県額田郡長に就任。大正7年(1918年)10月。和歌山県理事官に就任しています。

藤岡家に残る藤岡長和の講演録「藤岡理事官講演 地方改良事業 一班」は、和歌山県で開催された3日間に及ぶ自治講習会での講演の記録を一冊にまとめたもので、「地方自治の振興こそが国家の発展の根本である」という「人」に根ざした政治理論が、理路整然と整理されて語られたことを読み取ることができます。

今回の受賞のご報告の意味も含め、藤岡長和氏が地方自治の振興に取り組んだ記録を展示します。ご来館いただけましたら、幸いです。

登録有形文化財「藤岡家住宅」館長 川村優理



京奈和自動車道・五條北インターで下り、国道 310 号線の方向に側道を直進。 「藤岡家住宅」の看板のところで右折して、金剛山の方向へ進む。



展示資料

『藤岡理事官講演 地方改良事業 一班』

(推定大正7年~10年)

和歌山県東牟婁郡役所 発行

『自治要義』

内務省参事官 法学博士 井上友一著 明治 12 年 11 月 23 日発行

明治45年3月25日 第8版

『第八回地方改良講演集』 内務省地方局編纂 大正4年3月31日発行

『愛知之自治』第2編・第2号

大正5年2月1日発行 愛知県自治会 「悠紀地方風俗歌に就いて」藤岡長和

『**愛知之自治**』第2編・第2号御大礼記念号 「今日の御典」法学士 藤岡長和

『愛知之自治』第1編 第1号 「篤農 渡辺平内治め翁」藤岡長和

そのほか

アクセスはホームページ からもご覧いただけます

